

◎新潟県告示第254号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和2年3月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

七軒町(2)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱17号と1号を結んだ線に囲まれた区域

新発田市五十公野

字岩崎

5093番2地先水路敷 1号

5093番5地先水路敷 15号から17号まで

字五十公野山

5859番 2号から4号まで

新発田市古寺

字山ノ上

1118番 5号

1122番 6号から8号まで

1120番 9号

1121番 10号及び12号

1020番2 11号

1120番地先水路敷 13号

1119番地先水路敷 14号